平成２１年（フ）第３４０４号
名古屋市中川区水里１丁目23番地　老人保健施設みず里、住民票上の住所名古屋市中村区北浦町58番地の４
破産者　松尾千恵子
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８９号
名古屋市西区市場木町533番地　ＮＥＷレトア市場木101号
破産者　越　　広行
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５３号
神戸市兵庫区上沢通４丁目１番１―701号、開始決定時の住所神戸市兵庫区会下山町２丁目10番21号
破産者　坂本　一幸
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３６号
神戸市北区上津台４丁目１番19号、従前の住所兵庫県三田市ゆりのき台１丁目18番地２
破産者　岩本　貞義
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０号
奈良県生駒郡斑鳩町興留９丁目８番13号
破産者　樋口　愛和
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１６９０号
広島市安佐南区沼田町大字伴7584番地１　イマジン103、開始決定時の住所広島市佐伯区八幡３丁目15番21号
破産者　塚本晃二郎
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５２号
広島県安芸郡熊野町平谷３丁目10番５―104号
破産者　尾花　直彦
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５３号
広島市中区土橋町６番23―505号
破産者　白石　里美（旧姓尾花）
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０３号
札幌市厚別区厚別東４条４丁目６番１号　サンパレス厚別東101号
破産者　橋本直穂子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４３０号
釧路市昭和中央５丁目18番８号
破産者　小林　幸市
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
釧路市美原１丁目22番3402号
破産者　原口　邦彦
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１４２号
山形市桜町２番75号、前住所仙台市青葉区福沢町５番41―407号
破産者　古城　昌夫
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１５号
福島県双葉郡浪江町大字津島字寺田９番地８
破産者　加藤　　榮
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２２号
千葉県山武郡横芝光町古川99番地１
破産者　石井省三郎
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５４７号
東京都目黒区青葉台４丁目６番17―601号　松見坂マンション
破産者　平賀　省三
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０３５号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷54番地の４
破産者　鈴木　義博
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５８号
埼玉県狭山市新狭山２丁目11番地の16ニュー狭山マンション404、破産手続開始決定時の住所横浜市鶴見区仲通３丁目75番地の６
破産者　鈴木　義則
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５９号
埼玉県狭山市新狭山２丁目11番地の16ニュー狭山マンション404、破産手続開始決定時の住所横浜市鶴見区仲通３丁目75番地の６
破産者　鈴木すゑ子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部